

新型コロナウイルス感染症の影響により

厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となり 猶予制度をご利用する場合の当面の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難となった場合には、猶予制度（「換価の猶予」や「納付の猶予」）をご利用できます。

猶予制度の申請をいただいた際には、事業主の皆様の置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、申請や審査についても極力簡素化しておりますので、お早めに管轄の年金事務所へご相談（電話でも可）ください。

- 短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、原則、1年間の猶予としております。
- 申請の際には、申請書のほか、資産状況、今後の収支状況などを確認するための書類を提出いただいておりますが、書類の準備が困難な場合は、年金事務所において聴き取りにより確認するなどの対応を行っております。
- 通常、猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っております。

厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合に猶予制度があります

申請による換価の猶予

厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、申請要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められます。

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

申請要件

次の全ての申請要件に該当すること

- ① 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
- ② 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- ④ 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

猶予期間

猶予期間は、1年の範囲内(※)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く厚生年金保険料等を完納することができると年金事務所が認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、年金事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① 管轄の年金事務所に「換価の猶予申請書」の提出が必要です。
- ② 「換価の猶予申請書」に添付する書類
 - 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
 - 担保の提供に関する書類（猶予を受ける金額が100万円を超える場合に必要）
- ③ 申請の時期
納付困難となった厚生年金保険料等の納期限から6か月以内
- ④ 担保の提供
原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。
※ 100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、担保として提供することができる財産がないと年金事務所が確認した場合は担保を提供する必要はありません。

納付の猶予

災害、病気、事業の休廃業などにより、厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、猶予の要件の全てに該当する納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予の要件

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（個人事業所）
 - ・事業を廃止し、又は休業したこと
 - ・その事業につき著しい損失を受けたこと
 - ※「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。
 - ・上記に類する事実があった場合には、年金事務所にご相談ください

※保険料の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納付の猶予制度があります。
- ② ①の該当事実により、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の金額に相当する担保の提供があること

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**(※)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く厚生年金保険料等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① **管轄の年金事務所に「納付の猶予申請書」の提出**が必要です。

※ 納付の猶予の許可又は不許可については、地方厚生（支）局長から通知されます。
- ② 「納付の猶予申請書」に添付する書類
 - 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
 - 担保の提供に関する書類（猶予を受ける金額が100万円を超える場合に必要）
 - 災害などの事実を証する書類（納付の猶予の申請時に必要）
- ③ 申請の時期
猶予に該当する**事実発生後速やかに**
- ④ 担保の提供
原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。

※ 100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、担保として提供することができる財産がない場合は担保を提供する必要はありません。

